プロポーザル方式の手続開始に係る参加説明書

1 業務発注概要

- (2) 履行場所 稲敷市役所 地域振興部 まちづくり推進課
- (3)業務概要 別途仕様書のとおり
- (4) 履行期間 令和5年4月1日から令和6年3月31日まで
- (5) 選定方式 公募型プロポーザル

2 参加資格

- (1)参加形態は単体とする。
- (2) 稲敷市契約事務等に関する規程 (平成17年稲敷市告示第2号)第37条又は第3 8条に規定する指名停止等の措置を受けていないこと。
- (3) 地方自治法施行令(昭和22年号外政令第16号)第167条の4第1項の規定に 該当しないこと。
- (4)業務責任者及び各担当者は、ふるさと納税関連業務に携わった実績があること。
- (5) 当該業務責任者は上記(4)の業務を主たる業務責任者として履行した実績を有すること。
- (6) 当該業務責任者は、提出者の組織に所属していること。
- (7) プライバシーマーク、情報セキュリティマネジメントシステム (ISMS) 又はそれら と同等のセキュリティの規格を取得し、適切な措置を講じる体制を整備していること。
- (8) 法人税・所得税・消費税の未納がないこと。
- (9) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条2項に規定する暴力団をいう。)及び暴力団に関係すると認められるものでないこと。
- (10) 主たる分担業務分野を再委託しないこと。
- (11) 稲敷市契約事務等に関する規程第 12 条の名簿に登録されている者においては、申請時に提出された書類の記載事項に虚偽がないこと。名簿登録がない者においては、 参加表明時に提出書類の記載事項に虚偽がないこと。

3 選定方法等

(1) 選定方法

事業者の選定に当たっては、プロポーザル参加者から提出された企画提案書を基に、庁内に設置した令和5年度稲敷市ふるさと納税ワンストップ特例申請受付業務委託プロポーザル審査委員会(以下「審査委員会」という。)において書類審査を行い、評価得点の高いものから順にプレゼンテーションに進出するものを3者以下に選定する。書類審査及びプレゼンテーションを基に審査委員会において非公開で審査し、特定者を決定する。

(2) 企画提案書の評価基準

企画提案書の評価基準は、以下のとおりである。企画提案書に審査するための情報が 記載されていない又は不足している場合、当該項目については最低の点数とする。

評価項目		評価内容	配点
技術資料	企業の概要・業務実績等	・ 資本金、従業員数、同種業務の売り上げ及び、 実績等	20
企画提案内	業務フロー	・申請受付からデータ入力までの工程・業務フロー工程上でのセキュリティ対策・申請書受理状況についての本市との速やかな情報連携・不備者への速やかかつ適切・丁寧な連絡等	20
容	セキュリティ対策	 適切な情報セキュリティ対策の実施 業務履行施設等のセキュリティ対策 本市既存システムとの連携性 情報セキュリティインシデントの対処 本市からの連絡や緊急時の対応体制 	15
	市システムとの連携	・ 業務開始までの具体的な業務フローの提案・ 過去データ移行・ 各ポータルサイトとのシステム連携	15
	利便性・ペーパーレス・ オンライン化への取り 組み	・ 寄附者への利便性、満足度向上につながる独自 サービスの提案・ 将来的なオンライン体制への取り組み	10
ヒアリ	専門技術	・専門的な技術	10
ググ	取組意欲	• 取組意欲	10
	合計		100

(3) 採否の通知

採否については、決定後速やかにプロポーザル参加者あてに通知する。

4 参加手続き

(1)参加表明書の提出

提出期限 令和5年1月10日(火)16時00分まで 稲敷市まちづくり推進課に郵送又は、直接提出すること。

- (2) 提出資料
 - ①参加表明書(様式1~5)…1部
- ※稲敷市の令和4年度競争入札参加資格を有していない者は以下の書類を添付すること。
 - a 登記事項説明書 (履歴事項全部証明書)
 - b 印鑑証明書、提出前3ケ月以内発行のもの
 - c 納税証明書、提出前3ケ月以内発行のもの
 - d 財務諸表、直前1年分
 - e 売上等実績調書、直前2年分
 - ※任意様式で提出する場合は「①契約先、②元請・下請の区別、③件名、④請負代金⑤請負年月 日」を明記すること。

5 企画提案書等の提出

- (1) 提出期限 令和5年1月30日(月)16時00分までに稲敷市まちづくり 推進課に提出すること。
- (2)提出方法 持参もしくは郵送による。ただし郵送の場合は、配達証明付書留郵 便に限り、提出期限日までに必着のこと。
- (3) 作成方法 別添、令和5年度稲敷市ワンストップ特例申請受付業務委託プロポーザル企画提案書作成要領による。
- 6 業務に関する質問、回答
 - (1)質問受付期間 令和4年12月21日(水)~令和5年1月5日(木) 16時00分まで

メールまたは「令和5年度稲敷市ワンストップ特例申請受付業務委託 プロポーザル (公募型)」内問合せフォームを利用すること。

※ 電話、口頭での質問は受け付けない。

問合せメールアドレス : f-toiawase@city.inashiki.lg.jp

- (2)回答 令和5年1月6日(金) 16時00分まで
 - ※ 随時 ホームページにて公開。

回答については業務時間内の対応となります。

開庁日・業務時間については稲敷市ホームページでご確認ください。

7 プレゼンテーションついて

令和5年2月9日(木)

持ち時間は1者あたり30分(プレゼン20分、質疑応答10分) 開始時刻等詳細については別途連絡とする。

8 参考見積について

参加表明書(資料添付)及び企画提案書の提出時に、本業務に係る必要な経費を概算した、参考見積書を提出すること。参考見積書は、積算の際の参考に用いると共に、「仕様書」の「要求事項」で提示する業務規模と大きくかけ離れていないことを確認するために用いる。

9 契約の手続について

特定通知書を受けた者(特定者)は、令和5年4月1日からの業務履行に移行できるよう準備を進めること。随意契約を完了させるため、通知受領後速やかに担当部署に連絡すること。

- (1) 特記仕様書の作成のため、発注者と調整すること。
- (2) 発注者の指示に従い随意契約の手続きを進めること。
- (3) 特定者との契約にいたらない特別な場合は、次点順位者を随意契約の見積書の徴収相手とする。

10 特定/非特定通知

令和5年2月13日(月) 特定/非特定通知書について郵送により個別に通知する。

11 特定/非特定通知に関する説明要求及び回答

説明要求期限 通知が発送された日から起算して6日以内(閉庁日を除く。) 回答期限 受理した日から起算して6日以内(閉庁日を除く。)

12 担当部署(問合せ先・提出先)

₹300-0595

茨城県稲敷市犬塚 1570 番地 1

稲敷市役所 地域振興部 まちづくり推進課

TEL 029-892-2000

FAX 029-893-0388

E-mail 稲敷市公式HP内、

「令和5年度稲敷市ふるさと納税ワンストップ特例申請受付業務(公募型 プロポーザル)の実施について」ページ内問合せフォームを利用すること

13 その他

- (1)本手続において使用する言語は日本語、通貨は日本円、単位は日本の標準時及び計量 法によるものとする。
- (2)企画提案書の作成、提出等に関する費用は、提出者の負担とする。

- (3)企画提案書に虚偽の記載をした場合には、企画提案書を無効とするとともに、虚偽の記載をした者に対して指名停止の措置を行うことがある。
- (4)契約保証金:免除
- (5)契約書作成の要否:要
- (6)企画提案書の取扱い
 - ① 提出された企画提案書を、発注者の了解なく公表、使用してはならない。
 - ② 提出された企画提案書は、特定・非特定に関わらず、原則として特定後一定の間、評価結果と共に公開することがある。非公開を求める場合はその旨を企画提案書に記載すること。記載なき場合は公開に同意したものとみなす。なお、非公開を希望した場合においても「非公開を希望した旨」は公開する。
 - ③ 上記②において、企画提案書が特定されるまでの間であれば公開についての意思を変更することができる。この場合書面(書式自由、ただしA4判とする。)にその旨を記載し、提出すること。
 - ④ 提出された企画提案書は、特定を行う作業に必要な範囲及び上記②の場合において、 複製を作成することがある。なお、この場合においても市の文書保存期間の終了後 に企画提案書及び複製は廃棄する。
 - ⑤ 提出された企画提案書及びその複製は、企画提案書の特定及び上記②以外に提出者 に無断で使用しないものとする。
 - ⑥ 企画提案書の作成のために発注者より受領した資料は、発注者の了解なく公表、使 用してはならない。

14 手続きの流れ (予定)

項目	日程
公募開始	令和4年12月21日(水)
プロポーザル参加表明書	令和5年1月10日(火)
提出締切	1 6 時必着
質問受付期間及び回答	令和4年12月21日(水)~1月5日(木)
	16時00分まで
	令和5年1月6日(金)16時00分までに回答
企画提案書の受付期間	令和5年1月30日(月)
書類審査結果通知	令和5年2月1日(水)
選定評価委員会	令和5年2月9日(木)
(プレゼンテーション及びヒアリング)	
審査結果の通知	令和5年2月13日(月)
契約の締結	令和5年2月下旬

15 その他

天災その他やむを得ない事情が発生した場合においては、日程を変更する場合がある。